

2023年12月23日

就実大学・就実大学大学院薬学会総会（資料）

【議題】

(1) 就実大学・就実大学大学院薬学会会則の改正について（資料1）

(2) 就実大学薬学会会報誌創刊について（資料2）

(3) その他

就実大学・就実大学大学院薬学会会則

制定 平成24年4月1日

改正 平成31年4月1日

改正 令和6年4月1日

第1条 本会は就実大学・就実大学大学院薬学会（略称「就実薬学会」）と称する。

第2条 本会は~~会員相互の教育研究上の連携~~、~~交流と親睦を図り~~、~~薬学に関する学術研究を行い~~、あわせて~~母校の発展に寄与すること~~~~会員相互の研究上の連携と親睦を図ることを~~ 目的とする。

第3条 本会は上記の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 総会の開催
- 二 ~~研究会及び~~講演会の開催
- 三 会報誌（オンライン版）の発行
- 四 会員名簿の管理
- 五 その他、本会が~~適当と認める~~事業

第4条 本会の会員は維持会員及び一般会員とする。

維持会員は、就実大学薬学部教職員及び本会の趣旨に賛同する者とする。

一般会員は、就実大学薬学部学生及びその卒業生、並びに就実大学大学院医療薬学研究科学生及びその修了生とする。 その他、本会の発展のため、特別会員をおくことができる。

~~第5条 会員は同一の権限、権利を有し、研究及び発表の便宜が与えられる。~~

第5条 本会に次の役員をおく。

- 一 会長1名 薬学部 学部長がこれにあたる。
- 二 運営委員若干名 維持会員及び一般会員の中から選出する。

第6条 会長は会務を総括し、原則として3年毎に総会を招集する。

第7条 会費は次のとおりで、~~入会時に徴収し~~終身会費とする。

- 一 維持会員 2,000円
- 二 一般会員 1,000円

第8条 本会の経費は会費その他の収入をもってこれに充てる。

会計年度は4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。毎年1回会計報告を行う。

第9条 会則の変更は運営委員会の発意により、総会の承認を受けてこれを行う。

第10条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は運営委員会で審議し、決定する。

附 則

この会則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和6年4月1日から施行する。

就実大学・就実大学大学院薬学会会則の改正について（案）

現行	改正案	理由
第1条	(略称「 就実薬学会 」)を追記	会の名称が長すぎるため
第2条 本会は 薬学に関する学術研究を行い、あわせて会員相互の研究上の連携と親睦を図ることを目的とする。	第2条 本会は 会員相互の教育研究上の連携、交流と親睦を図り、あわせて母校の発展に寄与することを目的とする。	現状に合わせて、学術研究よりも同窓会的な役割を目的とする。(他学部は研究会の意味合いが強い。)
第3条二 研究会及び 講演会の開催	第3条二 講演会の開催	現状に合わせる。
第3条	第3条 三 会報誌(オンライン版)の発行	会の活性化を図るため。
第3条	第3条 四 会員名簿の管理	現状に合わせる。
第5条	削除	現状にそぐわないため。
第8条 会費は次のとおりとする。	第8条 会費は次のとおりで、 入会時に徴収し終身会費とする。	現状を明記する。
附則	この会則は、令和6年4月1日から施行する。	

● 就実大学薬学会会報誌創刊の企画について（資料2）

会報誌（オンライン版）は1年間に1回発行する。初回は総会での承認を受けてからになるので、**創刊準備号として2024.3.1に発行し、第1号は会則改訂後、記事の収集・編集を考慮して2024年9月1日発行予定とする。**

(1) 会報誌（創刊準備号：2024.3.1発行予定）

1. 学部長挨拶（創刊の趣旨説明）
2. 就実大学薬学部、大学院医療薬学研究科の歩み
3. 就実薬学会からの連絡（連絡先登録のお願い、会報誌への原稿依頼など）

(2) 会報誌（第1号：2024.9.1発行予定）

1. 学部長挨拶（1年間の出来事、大学の様子など）
2. 退職教員、新任教員のご挨拶
3. 研究トピックス紹介（研究会や講演会の資料など）
4. 研究室紹介（各研究室に原稿を依頼）→数研究室ずつで順次紹介する。
5. 在校生、卒業生、修了生の記事
6. 学生及び教員の受賞など、教育研究のアクティビティーに関する記事
7. 予定されている行事・イベント情報の案内
8. 就実薬学会からの連絡（連絡先登録のお願い、会報誌への原稿依頼など）